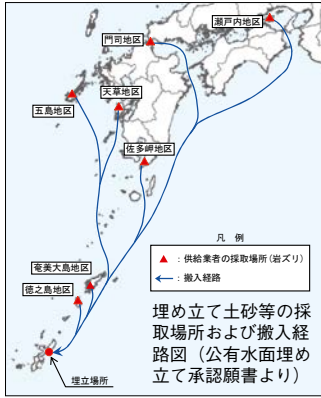


辺野古問題をめぐる最近の動向と 国際社会の動き

日本自然保護協会 安部真理子

辺野古の埋め立て事業（米軍普天間飛行場代替施設建設事業）には、大量の土砂が必要で、合計2100万^m（10トンタンク350万台分）の土砂は奄美大島、徳之島、瀬戸内、門司、天草、佐多岬、五島と、西日本の広い範囲から土砂が調達される予定であるということが、2013年の公有水面埋め立て承認願書が出された時点で判明しました。距離が離れ、生態系も気候帯も異なる場所も含まれています。埋め立て土砂に付着して沖縄島に入ってくる生物が引き起こす外来種問題が懸念されています。外来種問題とは、人為的に外から入ってくる生き物が、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼす問題のことです。沖縄県もマングースなど、入ってしまったものの駆除できずにいる生物に悩まされてきました。

その経験が、沖縄の生物多様性を保全するための沖縄県土砂搬入規制条例（公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入



防止に関する条例）へとつながり、2015年7月の沖縄県議会で可決され、同年11月より施行されました。

世界的に外来生物が引き起こす問題は生物多様性保全のうえで大きな問題ですが、いったん入り込んだ外来生物を駆除することは簡単ではないため、入らないように注意する、あるいは入れるものは厳重にチェックするなど、（外来生物になりうるものは）「入れない」という予防に力を入れています。今年9月にホノルルで開催された、4年に一度のIUCN世界自然保護会議。今回は生物多様性に与える脅威が世界で2番目とされる外来種対策に特に焦点を置いて開かれ、14のセミナーやノレッジカフェなどのイベントが侵略的外来種シリーズとして開かれました。その1つとして日本自然保護協会と外来種駆除を行っている国際NGO「アイランドコンサーベーション」の共催で「レジリエントな地球のためのバイオセキュリティ」というワークショップを開催しました。私からは辺野古の埋め立て土砂に伴い侵入する可能性のある外来種の問題について紹介しました。これらのイベントを通じて確認されたのは、いったん入ってしまった外来種を根絶させるのは、ものすごく時間とお金を要する話であり、生態系にもダメージが及ぶので、予防（prevention）に力を入れる、つ



外来種ワークショップ（右から3人目が筆者）



ホノルルチャレンジの発表
（右から3人目がジェノベッシ博士）

まり外来種を除去できないものは、島嶼には入れない、ということでした。IUCNは世界自然保護会議のたびに政府などに対し勧告を出します。これまでは世界自然保護会議の会場で勧告案について議論がなされていたのですが、毎回数が増えていくため、今回からは事前にオンライン議論と電子投票が行われました。日本自然保護協会は「島嶼生態系への外来種の侵入経路管理の強化」と題した勧告案をWWFジャパン、ジュゴン保護キャンペーンセンター、日本野鳥の会、ラムネットJ、野生生物保全論研究会と共同で提案しました。議決結果は、政府側は賛成80、反対2、棄権74、NGO側は賛成459、反対24、棄権204と、圧倒的多数で無事採択されました（8月31日、日本時間17時30分）。今回、このような勧告が採択されたことは、辺野古のみならず、日本の島嶼生態系を外來種から守ることにとって大きな意味があります。勧告に記されているように、大量の資材を生物地理区分を超えて運ぶことは、外來種侵入の大きなリスクを伴い、クリアするには多くの要求を満たさなければなりません。日本政府

府は、勧告に従って、直ちに辺野古の埋め立てに伴い予定されている大量の土砂の導入を見直すか、勧告に書かれている全てのことを実行すべきです。また同時に「侵略的外來種のデータベースの作成に向けて」という勧告案も採択されました。さらに、9月4日夜には「侵略的外來種に対するホノルルチャレンジ」が採択され、IUCN関係者一同が今後よりいっそう外來種対策に力を入れていくことが確認されました。IUCN種の保存委員会侵略的外來種グループ長のピエール・ジェノベッシ博士からは「日本政府を動かすには客観的な事実やデータ、先例を用いること」「生物多様性関係の国際会議を沖縄に誘致すること」などの提案がなされ、また世界自然遺産登録に先立つIUCNの視察に外來種の専門家も同行して欲しいなどの具体的な相談事があれば、いつでも受け付けるといって協力のお言葉をいただきました。一方で現場である辺野古の埋め立ての方は、昨年起こされた埋め立て承認をめぐる裁判については今年3月に全ての訴訟を取り下げる和解案の受け入れが成立しました。それに従い辺野古の海上の工事に伴う作業は全て止められています。しかしながら9月16日に、国が沖縄県を相手起こした違法確認訴訟の結果は国の全面的勝利でしたので、今後の進捗が心配です。

第4回生物の多様性を育む農業国際会議 —ICEBA2016—と「おやま宣言」

ラムネットJ事務局長 浅野正富

2010年に兵庫県豊岡市で第1回が開催された生物の多様性を育む農業国際会議（ICEBA）は、2012年の新潟県佐渡市、2014年の宮城県大崎市に続き、本年8月26日～28日に栃木県小山市で第4回が開催されました。

実行委員会の副委員長には、ラムネットJ関係から、共同代表で水田部会長の呉地正行氏、水田部会のメンバーであるNPO法人民間稲作研究所の稲葉光國氏とNPO法人オリザネットの斉藤光明氏、そして私浅野の4名が名を列ねました。

コウノトリやトキの野生復帰の成功は、地元で農薬、化学肥料を一切使わないあるいは使用量を5割以下にした稲作が広く実践されて田んぼの採餌環境が改善されたことによって支えられています。その取り組みをシンボルとしてICEBAは開催されましたが、今回は生物多様性を育む農業を取り巻く状況を広く俯瞰し、将来を展望する機会になることをめざしました。

ラムネットJの前身である「ラムサールCOP10のための日本NGOネットワーク」が韓国NGOと連携して日韓両国政

府に働きかけ、2008年韓国・チャンウォンでのラムサール条約COP10で採択された水田決議（X.31）は、湿地としての水田が果たしている生物多様性向上の機能を評価し、生きもの豊かな水田を実現して活用する農法を奨励しました。2010年名古屋での生物多様性条約COP10では、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動として20の個別目標が愛知目標として採択され、また、ラムネットJが日本政府に協力した結果、ラムサール条約の水田決議を歓迎し、その完全実施を締約国に求めた農業生物多様性決議（決定X/34）も採択されました。その後の国連総会では、ラムネットJの提案を基に2020年までの10年間で国連生物多様性の10年と定められました。そして、ラムネットJは愛知目標を田んぼの生物多様性向上の分野で実現するための「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」を立ち上げ、2013年2月に小山市でのキックオフ集会を開催し、その後5回の地域交流会を重ね、各地で150を超える団体／個人がこの取り組みに参加登録しています。また、登録団体の多くが国連生物多様性の10年日本委員会（UNDBIJ）の連携事業に認



閉会セレモニーでの記念写真

定されています。

このようにラムネットJが深く関わる形で生物の多様性を育む農業が生物多様性向上の取り組みの中で主流化してきた経緯をICEBA2016の機会に改めて確認できるプログラムを組み、6分科会の1つは「田んぼ10年プロジェクト」をテーマにしました。ICEBA2016の集大成として最終日の8月28日には、おやま宣言「生物多様性農業の新たな発展によって生きもの豊かな環境を取り戻そう」が採択されましたが、農業技術や食の安全、農業者と消費者の連携等の重要な問題とともに、今に至る経緯をきちんと押さえた宣言になったことで、これからの生物多様性を育む農業が目指すべき方向がよりクリアになったのではないかと思います。

「ICEBA2016」で検索して小山市のホームページを開くと、おやま宣言のPDFがダウンロードできますので、ぜひご覧下さい。

タンチョウの現状と保護活動

タンチョウ保護研究グループ理事長 百瀬邦和

北海道のタンチョウは主に釧路地方で行われている給餌活動によって数が増えてきました。さらに近年は釧路・根室地方の主要産業である酪農場を餌場にする事によって小規模な湿地でも繁殖するようになり、生息数の増加は今も続いています。しかし、それでも大陸を合わせた世界の総数は3300～3500羽程に過ぎません。

タンチョウ保護研究グループはタンチョウの調査・研究と、それを基にした保護活動や提言を行うという基本姿勢のもと、巢の分布と数とを確認する繁殖状況調査、最新の生息数を確認する総数調査、寿命や生存率などを調べる標識調査、多くの人にタンチョウについて理解を深めてもらうための講演会や出版、アジアに生息するツル類に関係する人や団体とのネットワークを推進する活動を行っています。

北海道ではタンチョウが餌を求めて牛舎に入ったり、畑作物を荒したりと農業者とのトラブルが起きるようになっていきます。牧場などの人工環境は時にタンチョウにとっては危険な場所でもありますから、自然の中では起こらない各種の事故が



乳牛の放牧場は餌場の一部になっている

起こるなど、人に近づきすぎることやタンチョウ自身もリスクを抱えています。また、大陸の主な越冬地である朝鮮半島の非武装地帯が政治的に不安定な状況であることなどを考慮すると、タンチョウという種は依然として絶滅危惧の状態です。

今、タンチョウ保護活動の現場では絶滅を回避するために続けてきた緊急措置事業から、保護活動を不要にするための将来設計をどうするべきかという議論が始まっています。多くの個体が集中している道東地方から北海道全体、さらには本州まで生息域が広がることは未来像の一つでしょう。すでにオホーツク海沿岸、さらに道北地方は繁殖地として定着してきましたし、また、日高山脈を越えて道央の勇払原野にも広がる気配を見せています。新たに分布が広がっている。新たな分布が広がっている。新たな分布が広がっている。どんな鳥なのか、どのように





曾根干潟 (福岡県)

曾根干潟の案内人・潟守 高橋俊吾



曾根干潟は、九州北部の瀬戸内海側周防灘（豊前海）に面した、北九州市小倉南区にある長さ約517haの干潟です。竹馬、大野、貫、朽網の4本の川から運び込まれた砂や泥が堆積してできた前浜干潟で、遠浅で干満の差が大きいことから、江戸時代より現在に至るまで干拓や埋め立て等の開発が行われてきました。

しかし、残された干潟では、これまでに300種を超えるゴカイや貝、カニ類などの底生動物や50種を超える魚類、200種を超える鳥類が記録され、豊かな生態系と生物多様性が守られて希少種、絶滅危惧種の宝庫となっています。

90年代には、国際的に絶滅の恐れのある渡り鳥「ズグロカモメ」の重要な越冬地として認識されたことをきっかけに、埋め立てから保全への方針転換されました。国の「重要湿地500」や「IBA基準重要野鳥生息地」として選定されたことなど



多様な底質が生物多様性を支える曾根干潟



波打ち際で産卵するカブトガニのつがい
カブトガニ産卵観察会

をきっかけに、ラムサール条約湿地に、という動きもありましたが、いまだ実現していません。

反するように進められた周辺地域の埋め立てや国策としての関門海峡深土砂処分場の建設、港湾関係工事等で、潮流や干潟の底質の変化も見られ、生物相や渡り鳥の行動にも変化があるようです。後背地でも道路建設などが進められ、今後の影響が心配されます。

そのような状況下ではありますが、十数年前からは、「生きている化石」として知られる絶滅危惧種カブトガニの国内最大級の産卵・生息地として大変注目されています。

また、近年は世界的な絶滅危惧種、クロツラヘラサギやヘラサギの渡来数が増加していますし、冬鳥御三家のズグロカモメ、ツクシガモ、ダイシヤクシギの群れもまだまだ健在です。干潮時に陸続きとなる間島では、地質学的な特性が、景観や人々の歴史に深く繋がっていることを実感することが出来ます。北九州ジオパーク構想の重要なジオサイトの一つでもあります。

曾根干潟を次世代に残していくために、干潟の豊かさや素晴らしさ、その役割を少しでも多くの人に伝えるための活動や環境保全の活動にも地域と連携しながらさらに積極的に取り組んでいきたいと思います。

上関SLAPP訴訟（恫喝訴訟）が終結しました

弁護士／ラムネットJ理事 丸山明子

2009年12月、祝島の島民である橋本久男さんと清水敏保さん、広島県三原市の岡田和樹さん、山口県周南市（当時）の原康司さんが、中国電力株式会社から約4800万円の損害賠償を請求されて始まった「上関SLAPP訴訟（恫喝訴訟）」ですが、8月30日に和解が成立しました。6年8カ月もの長い訴訟から、被告の皆さんが解放された瞬間でした。この間4人の皆さんは、一度も弱音を吐かないどころか、むしろ中国電力からの圧力には決して屈しないと、常に堂々とした態度をとられていたのですが、和解報告集会の際、訴訟や弁護団に見えないところで抱えていた苦しい思いを吐露され、そこに思いが至らなかったことを反省したところです。

そもそもこの訴訟は、2009年11月5日～11日、多くの祝島島民や全国から駆けつけた市民とともに、中国電力の埋め立て工事に対し抗議行動をしたところ、突然、4人の被告に対してだけ、約4800万円の損害賠償を請求されたというものでした。たっ



上関原発建設予定地の田ノ浦

た4人の被告らが4800万円もの賠償を負う理由が立つのか、損害自体本当に発生したのか疑問を禁じえない訴訟だったこともあり、中国電力が起こしたこの訴訟の本当の目的は、圧力をかけ反対運動を萎縮させることにあるいわゆるSLAPP訴訟として、被告団・弁護団一丸となって取り組んできたところでした。この訴訟には、ラムネットJ所属の小沢秀造弁護士（弁護団長）、永井光弘弁護士（事務局長）、堀良一弁護士、浅野正富弁護士、嶋田久夫弁護士、菅波完さん、私の7名が弁護団として参加しており、小沢弁護士と永井弁護士は兵庫県、私と堀弁護士は福岡県、浅野弁護士は栃木県、嶋田弁護士は群馬県と、期日ごとに全国各地から山口地方裁判所に駆けつけていました。きっかけは、浅野弁護士が時間がないうち、広島空港まで駆けつけ、岡田さんの話を聞きに行き、各弁護士に声をかけて始まったと聞いています。さすがの行動力です。

さて、今回の和解の主な内容は、中国電力が損害賠償請求を全額放棄する一方で、被告らが負うのは海上交通3法に違反して中国電力の関係船舶の航行を妨害しないことなど、すでに法律で決まっている至極当然の義務であり被告らの正当な反対運動は今後も守られる点を踏まえ、被告団・弁護団としては、勝利的和解と評価しているところです。ところが、和解日直前8月3日、山口県は中国電力に対し埋め立て免許の延

長を許可し、いつ、中国電力が埋め立て工事を再開するのか、予断を許さない状況になってしまいました。訴訟はひと段落しましたが、被告の皆さんの反対運動はこれからもまだまだ続くわけです。私たちとしても、注意深く状況を見守る必要があるようです。



標識調査：放鳥したヒナに合流する親ツル



高所作業車を使った冬の行動追跡

き合ったら良いのか、地元にとってプラス面とマイナス面は何かを知るうとする勉強会を始めた所があります。分布を広げ始めているタンチョウが新しい場所を受け入れられるよう、私たちはタンチョウに関する情報を提供するという形で関係者に協力しています。分布拡大の最前線での今回のエコトーン・プロジェクトによる調査活動は、こうした動きの中で非常に有意義なものとなっています。

第11回 日韓NGO湿地フォーラム・国際湿地NGOワークショップ 10/29・30 岐阜

今回の日韓NGO湿地フォーラムでは、これまでの10回のフォーラムや世界湿地ネットワーク(WWN)の活動の総括し、日韓の湿地の近況を共有したうえで、現場の課題と地球規模の課題の接点を考察し、国際条約に向けたNGOの関わり方やフォーラムのあり方の今後の方向性を探りたいと考えています。みなさまぜひご参加ください。

- 日時：2016年10月29日(土)・30日(日)
- 会場：岐阜市民会館・会議室80(29日)／展示ギャラリー(30日)
岐阜市美江寺町2-6 TEL 058-262-8111
- 主催：ラムサール・ネットワーク日本
- 共催：韓国湿地NGOネットワーク
- 協力：よみがえれ長良川実行委員会



韓国・チョナム貯水池

【プログラム1】10月29日(土)9:30～16:45

〈第1部〉国際条約にとってNGOはどんな存在か？

- 基調講演
 - ・ラムサール条約とNGO ルー・ヤン博士(ラムサール条約事務局)
 - ・ラムネットJの条約決議採択に向けた活動ー水田決議と国連生物多様性の10年ー 呉地正行(ラムネットJ共同代表)

〈第2部〉地域NGOの活動にとって国際協力はどんな力になるのか？

- ・現地からの報告／湿地保全の現状／現場から(各国NGOからの発表)

【プログラム2】10月30日(日)9:30～16:45

〈第3部〉国際条約会議に向け地域NGOはどんな働きかけをしてきたか？

- ・国際条約会議におけるNGOの成果と課題 柏木 実(ラムネットJ共同代表)
- ・WWNの活動とその評価
クリス・ロストロン(WWN前代表、英国 水鳥・湿地トラスト)
- ・COP12におけるNGOとしての成果
ルイズ・ダフ(WWN代表、オーストラリア Conservation Volunteers)
- ・韓国湿地運動とその国際湿地運動における意味
キム・チュニ(韓国環境運動連合事務局次長)

〈第4部〉地域NGO・国際条約・国際協力のこれから

- ・全体討論／グループ討議／討議結果の報告

- 参加申し込み：フォーム(<https://goo.gl/2B4ma6>)またはEメール(info@ramnet-j.org)で、①お名前、②ラムネットJ会員登録の有無、③参加希望日、④メールアドレス、⑤電話番号(携帯)をお知らせください。
 - 参加費(資料代込み)：2000円(会員1500円)(10月20日までに事前申し込みの場合1500円(会員1000円))参加費は当日会場の受付でお支払いください。
 - お問い合わせ：ラムネットJ TEL 03-3834-6566 Eメール info@ramnet-j.org
- ※この事業は自然保護助成基金の支援を受けて実施しています。

●うなぎと語る。日時：10月22日(土)13時30分～15時30分 場所：高城会館(長崎県諫早市高城町5-25、電話0957-24-1500)
主催：うなぎ講演会実行委員会 内容：鹿児島大学の佐藤正典教授を迎えての講演会。うなぎは今や絶滅の危機に瀕しています。干潟にたくさん生息するカニやゴカイがうなぎの重要な餌になっています。汽水域の干潟の環境を保全することは、天然のうなぎの食物である、底生動物が

生きたるために重要です。問い合わせ：dadao@ntd.biglobe.ne.jp(大島)
●シンポジウム「うなぎ未来会議2016～ニホンウナギの絶滅リスク評価～」日時：10月30日(日)14時～17時 場所：中央大学後楽園キャンパス5号館5階5533号室 主催：日本自然保護協会、中央大学研究開発機構、北里大学、ロン動物学会 内容：丑の日のたび、蒲焼きとともに、絶滅危惧、という言葉が食卓にのるようになりまし。本シンポジウムはIUCNレッドリストのための評価会議をふまえ、市民パネルや会場と議論を深めます。前

日とシンポジウム前中の専門家による評価会議も傍聴可能です。問い合わせ：中央大学研究開発機構ウナギ保全研究ユニット(山岡) 電話0426-74-3243 ホームページ <https://e-faculty.chuo-u.ac.jp/blog/eelunit/detail/>
●雑誌「有明海の環境と漁業」創刊 有明海漁民・市民ネットワークでは、有明海の再生や諫早湾の開門に関する専門家の記事を掲載した新しい雑誌を10月下旬に発行します。予価500円(税・送料込み)。入手ご希望の方は同ネット事務局(Eメール ph@arika-gyomin.net)まで。

ラムサール・ネットワーク日本 会員募集!!

ラムサール・ネットワーク日本(ラムネットJ)の活動は、会員の皆様からの会費や、カンパ、助成金などでまかっています。ぜひ、ラムネットJのサポーター(一般賛助会員)になって会の活動を支援してください。もっと積極的に湿地保護にかかわりたい方は、会の運営や活動を担う一般正会員としての入会をお待ちしています。そのほか、団体や企業としての入会も可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

会員の特典

機関誌「ラムネットJニュースレター」を送付するほか、会員限定のメーリングリストに参加できます。ラムネットJが主催する催しの参加費が割引になる場合もあります。

入会申込方法

- 郵便振替 郵便振替用紙(払込取扱票)の通信欄に、ご希望の会員種別、お名前、住所、電話番号、Eメールアドレスをご記入の上、年会費をお振り込みください。一般銀行から振り込む場合は(払込取扱票への記入ができませんので)振り込み後に上記の申込事項をEメール、FAX、郵便等で右記の事務局までお知らせください。
- ウェブサイト 一般賛助会員、一般正会員については、ウェブサイトからオンラインでの入会も可能です。<http://www.ramnet-j.org/join/>にアクセスし、「入会申込フォーム」に記入して送信してください。年会費は郵便振替でご送金いただくか、ペイパルを使ってオンラインで決済することも可能です(クレジットカードも使用できます)。

振込先

ゆうちょ銀行 振替口座 00140-0-765702 ラムサール・ネットワーク日本(一般銀行から) ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)店
当座預金 0765702 ラムサール ネットワークニホン

会員種別と入会申込金(年会費)

会員種別	正会員	賛助会員
	総会での議決権があります	総会での議決権がありません
一般	1□ 5,000円	1□ 2,000円
団体	1□ 10,000円	1□ 10,000円
特別	50,000円以上	30,000円以上
企業	-	1□ 100,000円

年会費(入会金)

年会費は毎年4月から翌年3月までの1年分です。入会初年度は、年度途中の入会でも入会金として1年分の会費をいただきます。2～3月に入会の場合、初年度の年会費(入会金)は無料となり、4月からの次年度の年会費としていただきます。

事務局

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本
〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11
青木ビル3F TEL/FAX 03-3834-6566
Eメール info@ramnet-j.org